

浦和市・大宮市・与野市 合併協定書 全文



1 合併の方式

浦和市、大宮市及び与野市を廃し、その区域をもって新しい市を設置する合体合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成13年5月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、さいたま市とする。

4 新市の事務所の位置

(1)新市の事務所の位置は、当分の間、現在の浦和市役所の位置とする。

また、大宮市及び与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討するものとする。

(2)将来の新市の事務所の位置については、さいたま新都心周辺地域が望ましいとの意見を踏まえ、新市成立後、新市は、交通の事情、他の官公署との関係など、市民の利便性を考慮し、

将来の新市の事務所の位置について検討するものとする。

(3)将来の新市の事務所の位置については、市民参加による審議会の設置など、その協議方法を含め、新市成立後、速やかに検討を開始するものとする。

また、併せて、新市成立後、速やかに庁舎建設基金を創設するものとする。

5 財産の取扱い

3市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

6 市議会議員の定数及び任期の取扱い

3市の市議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

8 地方税の取扱い

(1)個人市民税については、現行のとおりとする。

ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により個人市民税均等割は、平成14年度以降年額3,000円となる。

(2)法人市民税については、現行のとおりとする。

(3)固定資産税については、現行のとおりとする。

ただし、平成14年度以降の納期については、5・7・12・2月で調整を図る。

(4)軽自動車税については、現行のとおりとする。

(5)市たばこ税については、現行のとおりとする。

(6)特別土地保有税については、現行のとおりとする。

(7)事業所税については、現行のとおりとする。

ただし、与野市域は地方税法の規定に基づき、合併の日の翌日から6月を経過する月以降課税区域となる。

(8)都市計画税については、現行のとおりとする。

ただし、納期については、固定資産税と同様とする。

9 一般職の職員の身分の取扱い

(1)一般職の職員は、すべて新市の

職員として引き継ぐものとする。

(2)任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

10 特別職の身分の取扱い

3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。

11 条例・規則の取扱い

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。

12 組織・機構の取扱い

新市の行政組織・機構は、以下の事項を基本として、合併6か月前までに調整する。なお、職員定数については現行のとおりとする。

(1)市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構

(2)簡素で効率的な組織・機構

(3)新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構

(4)指揮命令系統が明確な組織・機構

(5)地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構

(6)新たな行政課題を見据えた組織・機構

13 一部事務組合等の取扱い

(1)一部事務組合等の取扱い

埼玉県浦和競馬組合、埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたまづくり広域連合は、新市において現行どおり加入する。

埼玉県南水道企業団は合併の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。

埼玉県市町村消防災害補償組合は、新市において加入しない。

(2)公社・事業団等の取扱い

3市に設置されている公社・事業団等については、次のとおりとする。

ア 3市の土地開発公社、社会福祉法人社会福祉協議会、社団法人シルバー人材センターは、それぞれ合併時に再編する。

イ 浦和市と大宮市の社会福祉法人社会福祉事業団、財団法人土地地区画整理協会は、それぞれ合併時に再編する。

ウ 財団法人浦和市公園緑地協会、財団法人大宮市都市整備公社は、それぞれ合併時に再編する。

エ 財団法人浦和市文化振興事業団と財団法人大宮市公立施設管理公社、財団法人与野市

ふるさと振興機構は、合併後速やかに再編する。

オ 浦和市、大宮市の財団法人学校給食協会と与野市学校給食会は、合併後速やかに再編する。

カ 3市の観光協会については、合併後速やかに再編するよう調整する。

キ その他の公社・事業団等については、合併後も現行のとおりとする。

(3)第三セクターの取扱い
第三セクターについては、現行のとおりとする。

(4)その他協議会等の取扱い
その他協議会等については、合併後、新市において再び加入する(現行のとおりとする)。

ただし、同種の協議会等で国又は県の管轄地域の違いに関係するものについては、管轄の見直し後速やかに調整する。

14 使用料・手数料の取扱い

(1)使用料については、原則として現行のとおりとする。

ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。

(2)手数料については、3市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。

のとする。

15 公共的団体の取扱い

共通の目的を持ち、3市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。

その他の公共的団体については、現行のとおりとする(新市において再び加入する)。

16 補助金・交付金等の取扱い

補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。

なお、補助金については以下のとおりとする。

(1)3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。

(2)各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、地域全体の均衡を保つように調整する。

(3)整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。

17 町・字名の取扱い

町・字名は原則として現行のとおりとする。

おりとする。

ただし、同一の町・字名については地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

18 慣行の取扱い

(1)市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。

ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。

(2)市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。

(3)都市間交流については、新市において継続する。

(4)名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

19 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一するものとする。

20 消防業務の取扱い

(1)消防団の取扱い
消防団については、当面、現行のとおりとする。

ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。

(2)常備消防の取扱い

消防業務については、業務の一体性を速やかに確立するため、合併までに出動計画等の統一を図る。

ただし、警防指令業務は、ホットラインで対応することとし、合併後速やかに、新システムを構築する。また、救急高度化推進事業については、合併後速やかに、新たな計画を策定する。なお、消防計画については、合併後速やかに策定する。

21 各種事務事業の取扱い

(1)情報公開事業の取扱い
情報公開事業については、合併までに課題等を整理し新市において制度化するものとする。

市長の資産等の公開については新市において引き続き行う。

(2)女性政策事業の取扱い

女性政策事業については、男女共同参画社会を目指す行動計画を再編し、事業推進に努めるものとする。

女性センターにかかる事業については、埼玉県女性センター(仮称)計画との調整を図り進めるものとする。

(3)広報広聴事業の取扱い

広報広聴事業については、以下のとおりとする。

ア 広報紙等の広報事業につい

ては、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。

イ 市民提案制度等の広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。

(4)防災事業の取扱い

防災事業については、災害時の対応に支障をきたさぬよう合併までに基本的な方針を確立する。また、合併後速やかに事業の根幹となる地域防災計画を策定する。

(5)市民窓口業務の取扱い

市民窓口業務については、市民サービスの向上を観点に統合又は再編するものとする。

既設の支所・出張所の配置等については現行のとおりとする。

(6)文化振興事業の取扱い

文化振興事業について、同一又は類似する事業は統合・再編するものとする。

地域の特色ある文化事業についてはは現行のとおりとする。

(7)コミュニティ施策の取扱い

コミュニティ施策については、市民活動の高揚に資するため新市において引き続き推進するものとする。

(8)ごみ処理事業の取扱い

ごみ処理事業については、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、市民サービスの低下を生じないように再編するものとする。

(9)環境対策事業の取扱い

環境対策事業については、市民サービスの低下を生じないように再編するものとする。

(10)交通対策事業の取扱い

交通対策事業については、市民生活の安全確保の観点から引き続き推進するものとする。

(11)社会福祉事業の取扱い

社会福祉事業については、地域に格差が生じないように統合又は再編し、充実に努めるものとする。

(12)障害者福祉事業の取扱い

障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。

障害者の社会参加にかかる事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。

(13)高齢者福祉事業の取扱い

高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。

老人保健福祉計画を新たに再編し、保健福祉制度の充実に努めるものとする。

(14)児童福祉事業の取扱い

児童福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。

子育て支援事業等については、統合又は再編し充実に努めるものとする。

(15)保健・医療事業の取扱い

公立病院等の診療体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

成人・母子保健事業、予防対策事業及び休日急患診療事業については、実施内容・方法等について医師会等との調整が必要なことから合併後速やかに再編する。

(16)介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、合併までに一体的な確保に努め、市民福祉の向上を図るものとする。

(17)保健所開設事業の取扱い

保健所開設事業については、新市において速やかに保健所を

開設するとともに、それを視野に入れた保健施設整備計画を策定するものとする。

(18)農業振興事業の取扱い

農業振興事業については、同一又は類似する事業を統合又は再編するものとする。

基盤整備事業及び農業団体の育成事業については継続するものとする。

(19)商工・観光事業の取扱い

商工・観光事業については、引き続き事業の推進に努めるものとする。

同一又は類似する事業は統合又は再編するものとする。

(20)勤労者・消費者関連事業の取扱い

勤労者・消費者関連事業については、引き続き勤労者の支援及び消費者保護の観点から施策等の推進に努めるものとする。

(21)都市計画事業の取扱い

都市計画事業については、既に決定されている事業について引き続き推進する。

各種計画は、合併後速やかに策定する。

(22)道路事業の取扱い

道路事業については、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切

な維持管理に努めるものとする。

(23)河川事業の取扱い

河川事業については、新市において引き続き整備を推進するとともに、適切な管理に努めるものとする。

(24)住宅事業の取扱い

住宅事業については、新市においても住宅政策の推進、住宅供給の促進及び公営住宅等の適正な維持管理に努めるものとする。

(25)下水道事業の取扱い

下水道事業については、合併後速やかに整備計画を策定し、事業の進捗を図るとともに、下水道施設の適切な管理に努めるものとする。

(26)学校教育事業の取扱い

学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。

(27)社会教育事業の取扱い

社会教育事業については、引き続き学習機会、情報の提供等に努めつつ、市民サービスの低下を生じないように再編する。

(28)その他事務事業の取扱い

その他事務事業については、

以下のとおりとする。

ア 独自の事務事業については、従来からの経緯・実情を考慮し調整するものとする。

イ 同一又は類似する事務事業については、市民サービスの低下を招かないよう留意しながら、合理化・効率化に努めるものとする。

22 諮問機関の取扱い

諮問機関については、原則として再編するものとする。

なお、各市で独自に置かれている諮問機関については、実態等を考慮し整備するものとする。

23 埼玉県南水道企業団の取扱い

(1) 一般職の職員の身分の取扱い。

埼玉県南水道企業団の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。引き継いだ職員の身分の取扱いについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び新市の規程等により取り扱うべく、合併時までに調整するものとする。

(2) 事務事業の取扱い

埼玉県南水道企業団の行っていた事業を新市が行う際に必要な事項については、地方自治法

(昭和22年法律第67号)、地方公営企業法及び新市の規程等により取り扱うものとする。

なお、個別の事業における調整の方針については、原則的に、埼玉県南水道企業団特有の事業は現行のとおりとし、3市と同一又は類似する事業は3市の調整方針を基に合併時までに調整するものとする。

(3) 特別職の身分の取扱い

埼玉県南水道企業団の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。

(4) 財産の取扱い

埼玉県南水道企業団の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

24 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。()

25 政令指定都市への移行に関する基本的な事項

新市成立後、新市は上尾市・伊奈町の意向を確認の上、速やかに合併協議を行うものとし、2年以内を目標に政令指定都市を実現する。

() 新市建設計画については、掲載を省略しました。

調 印 書

浦和市、大宮市及び与野市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく浦和市・大宮市・与野市合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成12年9月5日

浦和市長	相川 宗一
大宮市長	新藤 享弘
与野市長	井原 勇

立 会 人

埼玉県知事	土屋 義彦
浦和市・大宮市・与野市 合併協議会会長	石原 信雄
浦和市協議会議長	清宮 義正
浦和市協議会議員	福島 正道
浦和市協議会議員	帆足 興之
浦和市協議会議員	田口 邦雄
大宮市協議会議長	河野 正
大宮市協議会議員	鶴崎 敏康
大宮市協議会議員	芝間 衛
大宮市協議会議員	石塚 眞
与野市協議会議長	黒田 一郎
与野市協議会議員	稲垣 欣和
与野市協議会議員	中村 圭介
与野市協議会議員	嘉藤 信雄
埼玉県副知事	武田 茂夫
埼玉県総合政策部長	青木 信之



署名・押印をする3市市協議会議員（上から浦和市・大宮市・与野市）